

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月14日

【四半期会計期間】 第38期第3四半期(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 株式会社三光マーケティングフーズ

【英訳名】 SANKO MARKETING FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平林 隆広

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03-5985-5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員経営管理本部長 長澤 成博

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03-5985-5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員経営管理本部長 長澤 成博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第37期 第3四半期累計期間	第38期 第3四半期累計期間	第37期
会計期間		自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日	自 平成25年7月1日 至 平成26年3月31日	自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日
売上高	(百万円)	19,643	15,005	25,712
経常利益又は経常損失()	(百万円)	341	1,847	13
四半期(当期)純損失()	(百万円)	150	4,098	787
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	2,390	2,390	2,390
発行済株式総数	(株)	143,870	14,387,000	143,870
純資産額	(百万円)	14,721	9,755	14,085
総資産額	(百万円)	18,967	13,498	18,269
1株当たり四半期 (当期)純損失金額()	(円)	10.44	284.86	54.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)	800	800	1,600
自己資本比率	(%)	77.6	72.3	77.1

回次		第37期 第3四半期会計期間	第38期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	11.90	69.68

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

4 当社は、平成26年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第37期の

期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額()を算定しております。

5 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の重要性が乏しいため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間（平成25年7月1日～平成26年3月31日）におけるわが国経済は、政府の各種経済施策により、企業収益改善、雇用情勢改善等が進み、緩やかな回復基調で推移いたしました。

外食産業におきましては、消費マインドに好転の兆しはあるものの、顧客確保のための企業間競争は激しさを増しております。お客様が店舗を選ぶ基準は多様化しており、業界・業種の垣根も低くなってきていることから、ありきたりの店舗・商品・サービスでは、お客様の支持を得られなくなってきております。

このことから、競争環境の変化、お客様のニーズの多様化に遅れをとることなく、業態・店舗を進化させるために、「お客様の潜在ニーズの発掘」、「お客様の期待を超えた満足の追求」、そしてSNS等を利用した「お客様への効果的メッセージ発信」といった、お客様起点施策が重要になってきております。

このような環境の中、当社は質的に変化し、次代に挑戦するための進化が必要であると認識し、創業の原点である、居酒屋業態に経営資源を集中させ、「新たな居酒屋業態の開発・導入」、「既存業態、店舗の早期立て直し」、そして「店舗網の再編成」に一丸となって取り組んでまいりました。

また、現在の事業ポートフォリオを見直し、再編・改廃に思い切って踏み込むことが必須であり、そのために、円安の影響による主要食材の調達価格高騰、コンビニエンスストア等、業種を超えた競争激化、消費税増税後の競争環境等を考慮し、東京チカラめし業態を大幅に縮小せざるを得ないと経営判断いたしました。

(居酒屋業態)

当社の収益の柱であり、強みでもある居酒屋業態に資源を集中すること、これまでの運営ノウハウを活かし、次世代への進化に向けて下記の施策に取り組んでまいりました。

(1) 現在のドミナント出店戦略の効果をより活かすために、各エリアにおいて、より多様な客

層・ニーズに合わせた、新たな業態の開発・転換を推し進めてまいりました。3月には渋谷に、知名度の高い「金の蔵Jr.」に、店内の内装等に趣向を凝らし、イタリアンバルのテイストを取り入れた「金の蔵バル」の1号店をオープンいたしました。

(2) お客様のリピート率向上に向け、新たな試みとして、来店頻度に応じたサービスを提供する

メンバーズカードの発行、店舗毎に客層、競合条件を考慮し、WEB媒体等のきめ細やかな販売促進施策を実施してまいりました。商品については、今一度各ブランドのコンセプトに立ち返り、ゼロベースから商品を見直し、“売り”の商品の強化、安さではなく商品のクオリティを重視したグランドメニューへの変更に取り組んでまいりました。

(3) 店舗網の再編成として、既存店舗の収益力、成長性等を個々に評価し、店舗再編・集約による店舗運営・収益改善に向けて、新たに3店舗の閉鎖を決定いたしました。

これらの施策実施効果は、「既存店売上高の向上」、「お客様評価の向上」、「リピート率の向上」と、目に見える形で徐々に現れてきております。

(東京チカラめし業態)

平成23年6月に1号店を出店した東京チカラめしは、これまで積極的に出店展開してまいりましたが、米国産牛肉等の主要食材の高騰、コンビニエンスストア等、業種を超えた企業間競争の激化、さらには平成26年4月の消費税増税による収益力の低下が見込まれること等から、昨年より、既存店舗群の全面的見直しを行い、店舗再編を実施してまいりました。しかしながら、再度直近の状況及び実績を踏まえながら、現在の経営状況を分析した結果、居酒屋業態への経営資源集中が必要と判断し、東京チカラめし業態においては、大幅に縮小せざるを得ないと判断しました。そのため、会社分割により本業態の一部店舗を新設会社に承継させ、新設会社の株式を譲渡することといたしました。縮小後、当社に残る店舗においては、引き続き東京チカラめし業態の再編を含めた見直しを実施してまいります。

これらの施策に全社一丸となって取り組んでまいりましたが、構造転換に向けた取り組み効果が現れてきた段階であり、まだ再生に向けた過渡期にある段階です。このことから、売上高150億5百万円(前年同期比23.6%減)となりました。営業利益は、売上高の減少により19億61百万円(前年同期は営業利益1億76百万円)の損失となり、経常利益は、18億47百万円(前年同期は経常利益3億41百万円)の損失となりました。当四半期純利益は、東京チカラめし業態の事業再編および、居酒屋業態の店舗戦略を大幅に見直し、減損損失を計上したこと等により、40億98百万円(前年同期は四半期純損失1億50百万円)の損失となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債および純資産の状況

当第3四半期会計期間末における流動資産は、20億77百万円となり、前事業年度末に比べ、16億18百万円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が減少したことによるものであります。固定資産は114億21百万円となり、前事業年度末に比べ、31億51百万円減少いたしました。これは主に、閉店に伴う固定資産除却損の計上、減損損失の計上及び差入保証金の回収によるものであります。この結果、総資産は134億98百万円となり、前事業年度末に比べ、47億70百万円減少いたしました。

当第3四半期会計期間末における流動負債は、22億19百万円となり、前事業年度末に比べ、4億48百万円減少いたしました。これは主に、買掛金及び未払費用の減少によるものであります。固定負債は、15億23百万円となり、前事業年度末に比べ、7百万円増加いたしました。この結果、負債の部は、37億43百万円となり、前事業年度末に比べ、4億40百万円減少いたしました。

当第3四半期会計期間末における純資産の部は、四半期純損失により97億55百万円となり、前事業年度末に比べ43億29百万円減少いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社が対処すべき課題として現在認識している主要なものは、次のとおりであります。

居酒屋業態の再創出

居酒屋業態を取り巻く環境といたしましては、国内人口の減少や若者のアルコール離れ等から、市場が縮小しております。また、将来的には消費税増税等の背景により、今後も市場の縮小は進むと想定されます。

競争環境の変化、お客様のニーズの多様化に遅れをとることなく業態・店舗を進化させるために、居酒屋業態に経営資源を集中させ、「新たな居酒屋業態の開発、導入」、「既存業態、既存店舗のブラッシュアップ」、「店舗網の再編成」に取り組んでまいります。

人材の確保及び育成

経営感覚を持った優秀な人材の確保及び育成は、最重要課題のひとつであると認識しており、採用活動の強化と社内教育制度の充実に注力してまいります。また、人材の育成面につきましても、従前から実施しているサービス力向上のための研修プログラムやモデル店舗での店舗実地研修等の実施を継続してまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	43,072,000
計	43,072,000

(注) 平成25年8月22日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加いたしました。これにより、発行可能株式総数は42,641,280株増加して43,072,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,387,000	14,387,000	東京証券取引所市場 第二部	単元株式数は100株であります。
計	14,387,000	14,387,000		

(注) 1. 平成25年8月22日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行いました。これにより、発行済株式の総数は14,243,130株増加し、14,387,000株となっております。
2. 平成25年8月22日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年1月1日	14,243,130	14,387,000		2,390		2,438

(注) 平成25年8月22日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行いました。これにより、発行済株式の総数は14,243,130株増加し、14,387,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 143,870	143,870	
単元未満株式			
発行済株式総数	143,870		
総株主の議決権		143,870	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が58株(議決権の数58個)が含まれております。
- 2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日(平成25年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。
- 3 平成25年8月22日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行いました。なお、上記は分割前の株式数にて記載しております。
- 4 平成25年8月22日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年7月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	3.0%
売上高基準	2.9%
利益基準	0.7%
利益剰余金基準	1.7%

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 6月30日)	当第3 四半期会計期間 (平成26年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,901	1,289
売掛金	252	143
原材料	53	36
前払費用	526	401
未収還付法人税等	241	-
繰延税金資産	115	-
その他	604	205
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	3,695	2,077
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,726	5,082
減価償却累計額	3,225	3,010
建物（純額）	3,501	2,071
工具、器具及び備品	2,121	1,597
減価償却累計額	1,319	1,211
工具、器具及び備品（純額）	802	386
土地	942	942
リース資産	781	159
減価償却累計額	716	149
リース資産（純額）	65	9
建設仮勘定	3	3
有形固定資産合計	5,314	3,413
無形固定資産		
無形固定資産	77	68
投資その他の資産		
投資有価証券	1,345	1,440
関係会社株式	253	253
差入保証金	6,590	5,657
繰延税金資産	412	-
投資不動産（純額）	292	291
その他	289	299
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	9,181	7,939
固定資産合計	14,573	11,421
資産合計	18,269	13,498

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当第3四半期会計期間 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,122	942
リース債務	78	12
未払金	268	365
未払費用	791	614
未払法人税等	-	55
未払消費税等	36	-
前受収益	238	89
設備関係未払金	-	3
その他	131	137
流動負債合計	2,668	2,219
固定負債		
リース債務	6	-
退職給付引当金	119	103
役員退職慰労引当金	530	-
長期未払金	-	530
長期預り保証金	292	364
資産除去債務	566	431
その他	-	93
固定負債合計	1,515	1,523
負債合計	4,184	3,743
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,390	2,390
資本剰余金	2,438	2,438
利益剰余金	9,255	4,927
株主資本合計	14,085	9,756
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	14,085	9,755
負債純資産合計	18,269	13,498

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成26年3月31日)
売上高	19,643	15,005
売上原価	5,468	4,865
売上総利益	14,174	10,139
販売費及び一般管理費	13,998	12,101
営業利益又は営業損失()	176	1,961
営業外収益		
受取利息	0	0
受取賃貸料	17	17
投資有価証券評価益	141	95
貸倒引当金戻入額	-	0
雑収入	30	16
営業外収益合計	190	131
営業外費用		
支払利息	3	0
貸倒引当金繰入額	2	-
賃貸費用	7	7
雑損失	12	8
営業外費用合計	25	17
経常利益又は経常損失()	341	1,847
特別利益		
固定資産売却益	-	17
受取和解金	0	75
特別利益合計	0	93
特別損失		
固定資産売却損	0	48
固定資産除却損	165	241
店舗閉鎖損失	19	350
減損損失	300	615
事業整理損	-	241
その他	58	180
特別損失合計	543	1,677
税引前四半期純損失()	201	3,432
法人税等	51	666
四半期純損失()	150	4,098

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成26年3月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

(追加情報)

当第3四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成26年3月31日)
(役員退職慰労金制度の廃止) 当社は、従来、役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく期末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度廃止に伴い、平成25年9月25日開催の第37期定時株主総会において役員退職慰労金を打切り支給することが決議されました。 これに伴い、第1四半期会計期間において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払分530百万円を「長期未払金」として表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度(平成25年6月30日)及び

当第3四半期会計期間(平成26年3月31日)

記載すべき事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成26年3月31日)
	東京チカラめしの一部店舗につき、会社分割により新設会社に承継させた上、同新設会社の全株式を譲渡する契約が締結されたことに伴い、減損損失等の事業整理損を計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成26年3月31日)
減価償却費	1,353百万円	830百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成24年7月1日至平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月25日 定時株主総会	普通株式	115	800	平成24年6月30日	平成24年9月26日	利益剰余金
平成25年2月8日 取締役会	普通株式	115	800	平成24年12月31日	平成25年3月12日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成25年7月1日至平成26年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年9月25日 定時株主総会	普通株式	115	800	平成25年6月30日	平成25年9月26日	利益剰余金
平成26年2月7日 取締役会	普通株式	115	800	平成25年12月31日	平成26年3月11日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成25年12月31日であるため、平成26年1月1日付の株式分割(1:100)は加味しておりません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成24年7月1日至平成25年3月31日)及び

当第3四半期累計期間(自平成25年7月1日至平成26年3月31日)

当社においては、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成26年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	10円44銭	284円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	150	4,098
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	150	4,098
普通株式の期中平均株式数(株)	14,387,000	14,387,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 平成26年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(新設分割及び新設会社の株式譲渡)

当社は、平成26年4月21日開催の取締役会において、東京チカラめし88店舗（平成26年4月21日現在）の内一部店舗の68店舗（フランチャイズ店は除く）（以下、「本事業」といいます。）を会社分割により、新設会社に承継（以下、「本会社分割」といいます。）させた上で、同新設会社の全株式を、株式会社マック、そのグループ会社の株式会社ユウシン及びマイビス株式会社（以下、「マックグループ」といいます。）に譲渡することを決議いたしました。

1. 会社分割及び株式譲渡の目的

東京チカラめしは、平成23年6月に1号店を出店して以来、積極的に出店展開してまいりましたが、米国産牛肉等の主要食材の高騰、コンビニエンスストアなど業種を超えた競争激化、さらに平成26年4月の消費税増税による収益力の低下が見込まれること等から、昨年より、既存店舗群の全面的見直しを行い、店舗再編を実施してまいりました。

しかしながら再度、直近の状況及び実績を踏まえ現在の経営状況を分析した結果、居酒屋事業への経営資源集中が必要と判断し、東京チカラめしにおいては、大幅に縮小せざるを得ないと経営判断いたしました。そのため、会社分割により本事業の一部を新設会社に承継させた上で、複数の候補先の中から、譲渡先を選択することと致しました。その結果、同形態で飲食事業を運営しており、東京チカラめしをご利用いただいているお客様へのサービス継続という考えが一致し、同新設会社の全株式をマックグループに譲渡することといたしました。

なお、本会社分割後、当社に残る20店舗については、引き続き東京チカラめし業態の再編を含めた見直しを実施してまいります。

2. 会社分割及び株式譲渡の要旨

(1) 会社分割及び株式譲渡の日程

新設分割計画承認取締役会決議日	平成26年4月21日
株式譲渡契約締結日	平成26年4月21日
効力発生日	平成26年6月2日(予定)
株式譲渡日	平成26年6月2日(予定)

本会社分割は、会社法第805条に規定する会社分割であるため、株主総会の承認決議を得ることなく行います。

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を設立する新設分割(簡易分割)方式です。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

新設会社は、本会社分割に際して普通株式10,000株を発行し、当社に株式すべてを割当交付致します。当社は、本会社分割の効力発生日と同日付で、当該株式すべてをマックグループに譲渡いたします。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本会社分割による資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、当社から、効力発生日における本事業に属する資産、負債、契約上の地位およびこれらの契約に付随する一切の権利義務並びに法令上承継可能な許認可等について、平成26年4月21日付新設分割計画書に定めたものを承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

当社および新設会社は、本会社分割の効力発生日以降における負担すべき債務について、履行の見込には問題はないと判断しております。

(8) 株式譲渡の概要

当社は、平成26年6月2日をもって、新設会社の全株式を、マックグループに譲渡する予定です。

3. 分割した事業が含まれていた報告セグメントの名称は「飲食事業」であります。

2 【その他】

平成26年2月7日開催の取締役会において、第38期(自平成25年7月1日至平成26年6月30日)中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	115百万円
1株当たりの配当金額	800円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年3月11日

(注) 平成25年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払を行います。なお、1株当たりの配当金額については、基準日が平成25年12月31日であるため、平成26年1月1日付の株式分割(1:100)は加味しておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 5月14日

株式会社三光マーケティングフーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 山 修 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三光マーケティングフーズの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第38期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年7月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三光マーケティングフーズの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。